

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、その翌日)

目次

◇告 示

- 保険医療機関等の指定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定 (三件)
- 土地改良事業の工事の完了
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

告 示

鳥取県告示第九百十五号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第

二条の規定により告示する。

昭和六十一年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡田産婦人科クリニック	鳥取市戎町三〇	昭和六十一年十月六日
仲倉 医 院	倉吉市越殿町一五五一	昭和六十一年十月五日
野田 外 科 医 院	倉吉市堺町三丁目七三一	昭和六十一年十月一日
渡部 外 科 医 院	境港市上道町一九九〇	"
細 田 医 院	西伯郡西伯町大字法勝寺三九八	"
上村 齒 科 医 院	鳥取市弥生町一三四	"
秋山 齒 科 医 院	鳥取市瓦町七〇一	"
永美 齒 科 医 院	岩美郡岩美町大字浦富一七二八	"
木村 齒 科 医 院	日野郡日南町下阿毘縁九一〇	昭和六十一年十月十三日
岡 田 薬 局	米子市上後藤二九四	昭和六十一年十月一日
ナカムラ 齒 科 医 院	鳥取市大覚寺一七六一	昭和六十一年十月六日

鳥取県告示第九百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和六十一年十月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百十七号

日野町が行う土地改良事業（地域農業拠点整備事業三土地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十一年十一月五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十八号

北条町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業北尾地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十一年十一月五日から二十一日間
- 三 縦覧に供する場所
北条町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十九号

北条町が行う土地改良事業（水田利用再編対策推進事業西曲地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年十一月五日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
赤碓町	同和対策農業基盤整備事業熊田地区区画整理	昭和五十五年三月二十五日
"	" 出上地区区画整理	昭和五十三年三月二十五日
"	農村総合整備モデル事業赤碓地区(山川工区)区画整理	昭和五十二年三月二十五日
"	赤碓地区(別所工区)区画整理	昭和五十四年三月二十五日
倉吉市農業協同組合	団体営農地開発事業俵谷地区農用地造成	昭和六十一年三月三十一日

鳥取県告示第九百二十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十一年十一月十七日から施行する。

昭和六十一年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の山陰労働金庫の項中

米子支店

米子市博勞町
四丁目

株式会社山陰合同銀行
米子支店

を

米子中央支店

米子支店

米子市加茂町
一丁目

米子市博勞町
四丁目

米子支店

株式会社山

陰合同銀行

に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】